

クリーンウッド法の効果的な運用に向けての課題

鹿島建設株式会社
地球環境室 亘理

※個人の見解であり、当社の公式見解をあらわすものではありません。

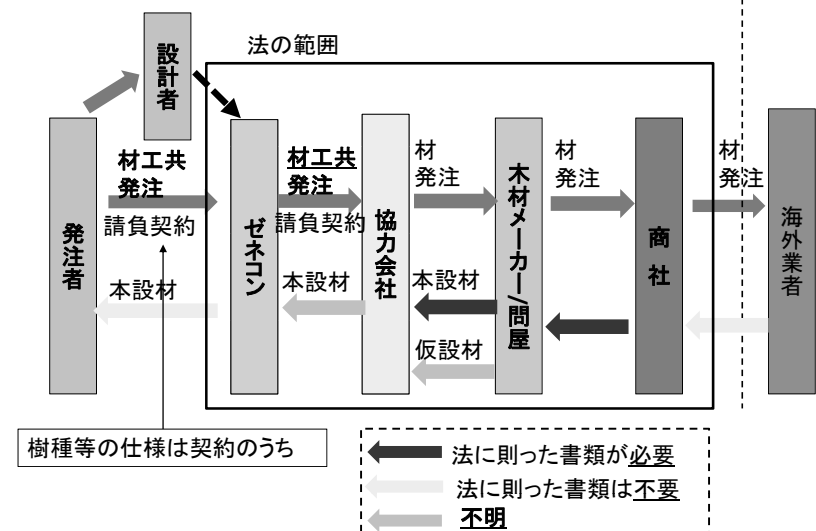
クリーンウッド法への対応について

- 1 当社の木材利用
- 2 サプライチェーンと疑問点
 - ・材工共発注における合法確認
 - ・仮設材の扱い
- 3 第二種木材関連事業者の合法確認の意味

1 当社の木材利用

- 木材を大量に使う中大規模木造建築物は例外的
- 通常のビルでは木材使用量は非常に少ない。
参考)みなとモデルの最低目標値 1万㎡につき10㎡
- 殆どが国産材
- 木質での使用箇所
 - ・フローリング、ロビー等の内装
 - ・家具
 - ・デッキ等の外構
- (仮設)型枠、足場板、測量杭等の仮設

2 サプライチェーンと疑問点



3. 第二種関連事業者の合法性確認の課題

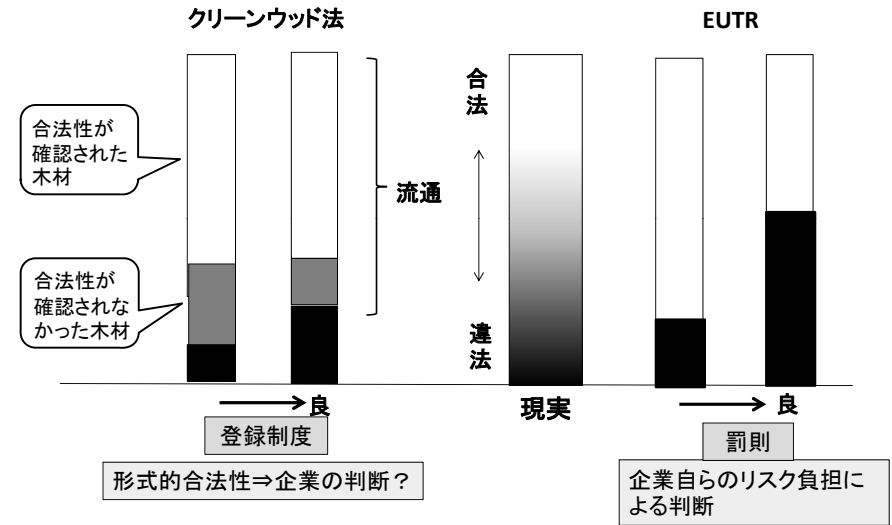
合法木材制度での証明書の例



➤ ゼネコンとしては、書類を信頼するしか合法性の確認の方法は無い

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

合法の範囲



まとめ

- ゼネコンは木材使用量は少なく、「消費者」のようなもので木材調達は詳しくない
- 現場によって使う木材は変わる
- ゼネコンは、サプライチェーンの最後の紙一枚を受領する立場
- サプライチェーンの途中で黒、グレーが白になってもわからない
⇒ しかし、情報が多くても判断できない
- ゼネコンは法的にデューデリジェンスが求められていない
⇒ しかし、社会的リスクは負っている
- 合法性をきちんと判断する業者の選択が、唯一かつ重要な取組み
- 法の施行により、合法、違法を意識することなく合法性の高い木材が調達できるようになることを期待する。